

神奈川県鉄工業健康保険組合「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」の令和6年12月2日～令和7月12月1日までの対応について

令和6年12月2日以降新規加入者に対しましては、次のとおりの対応となります。

資格情報のお知らせ

➡ 全員へ交付（申請不要）

※当組合で登録した情報と住民基本台帳情報と照合し、誤りがないことが確認でき次第発行

資格確認書

➡ マイナンバーカード（マイナ保険証）によりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者とされており、以下のとおり例が示されております。

【交付対象者】

A	マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
B	ベビーシッターや介護者等の第三者が要配慮者（マイナ保険証等での受診が困難な高齢者や障害者をいう。）等に同行して資格確認を補助する必要がある者
C	マイナンバーカードを取得していない者
D	マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
E	マイナ保険証の利用登録解除を申請した者（登録解除者）
F	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
G	マイナンバーカードの返納者

※A、Bの者については、申請が必要となります。

➡ [健康保険資格確認書（再）交付申請書.xlsx](#)

C～Gの者については、保険者（健康保険組合）による職権交付となります。

ただし、情報を取得できるのが翌月5日頃となるため、職権交付分の送付は翌月10日頃となります。